

議員提出議案第五号

三朝町議会委員会条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成三年九月十九日

提出者	三朝町議会議員	西村	武津美
賛成者	三朝町議会議員	田栗	公雄
賛成者	三朝町議会議員	河崎	正明

平成三年九月十九日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町議会委員会条例の一部を改正する条例

三朝町議会委員会条例（昭和六十二年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 記録（第二十六条）」を「第四章 参考人（第二十五条の二）」に、「第五章 記録（第二十六条）」を「第五章

補則（第二十七条）」を「第六章 補則（第二十七条）」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（議会運営委員会の設置）

第四条の二 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、七人とする。

3 前項の委員の任期については、前二条の規定を準用する。

第六条第一項中「常任委員」の下に「、議会運営委員」を加え、同条第二項中「常任委員」の下に「及び議会運営委員」を加える。

第七条第一項中「常任委員会」の下に「、議会運営委員会」を加える。

第十一条の見出し中「副委員長」の下に「、議会運営委員」を加え、同条第二項中「特別委員」を「議会運営委員及び特別委員」に改める。

第五章を第六章とし、第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

#### 第四章 参考人

(参考人)

第二十五条の二 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十三条(公述人の発言)、第二十四条(委員と公述人の質疑)及び第二十五条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初に第六条の規定により議会運営委員となった者の任期は、第四条の二第三項の規定にかかわらず、常任委員の任期が満了する日と同一日をもって満了するものとする。